

所長	次長兼総務課長	次長兼企画企画検査課 検査課長 嘉良代型	企画検査課 課長代理	工事課長	維持調査課 課長	用地管理課 課長	工事班長	管理班長	課員	起案者
----	---------	-------------------------	---------------	------	-------------	-------------	------	------	----	-----

記録簿

件名	伊豆山赤井地内における土砂投棄について
日時	令和3年6月16日(水) AM11:00~
場所	熱海土木事務所水防室
相手方	都市整備課
当方	企画検査課、工事課、用地管理課

熱海市都市整備課から伊豆山地内のある逢初川上流付近の土砂投棄現場について情報提供があった。逢初川上流については、平成19年ごろから無届けで木竹の伐採や土砂搬入等土地の形質変更が行われており、逢初川から海まで土砂が流出するなどの問題が発生していた。

県土採取等規制条例に基づき熱海市が度々指導を行っていたが改善されず、その後土地所有者が変わり、現在は工事は中断されていた。

【熱海市からの内容】

- ・逢初川上流域で以前から土砂流出が問題となっていた箇所で、ここ数年は工事が中断されているが、地元からの情報提供により現地確認したところ、大量の土砂が搬入されていることが確認された。(詳細は別添資料のとおり)
- ・今回の現場は、逢初川の上流ではなく少し南側なるが、付近の沢が逢初川に合流しており、土砂が流出した場合、最終的には逢初川に至ることになる。
- ・当該地域は森林法の5条森林(地域森林計画の対象となる民有林)に該当するめ、1haを超える開墾は農林事務所の林地開発許可が必要となり、1haを超えない場合は、県土採取条例により熱海市に土採取計画等の届出を行う必要がある。
- ・正確に測量しておらず、また工事箇所も数か所あり、工事範囲面積が不明なため、県農林事務所及び市の森林法担当課とも情報共有しながら指導を行っているが、なかなか対応が進んでいない。
- ・現状は県土木事務所が直接指導することはないと思うが、逢初川への土砂流出の恐れがあるため、現状を把握しておいてほしい。
- ・今後土地所有者と面会し指導を行う予定である。

【その他】

6月29日(火)に土地採取条例の会議の際に熱海市都市整備課担当者に確認したところ、土地所有者と面談を実施し、是正計画書の提出を指示し、現在は作業は止まっているとのこと。

伊豆山赤井谷地内における土砂搬入について

令和3年6月11日、[]より情報提供があり、赤井谷地内に大型車両が土砂搬入しているとのこと。15日まちづくり課職員が現地確認、相当量の土砂が搬入されていた。

搬入業者 [] に確認したところ、[]から依頼されたとのことで[]に連絡するも知らないとされた。18日に[]本人と面談予定。

- ・都市計画法
- ・宅地造成等規制法
- ・風致地区条例
- ・森林法

当該土地の経緯

①伊豆山字赤井谷地区残土処分（静岡県土採取等規制条例） 中断

平成19～20年にかけて赤井谷において木竹の伐採が行われた。森林法による伐採届が出されていなかったため、東部農林事務所の指導により一旦林地への回復が行われた。平成21年4月頃から本格的に土砂の搬入が開始された。同年6月頃より土砂搬入の影響により下流の逢初川から伊豆山港にかけて大量の泥水が流出した。

一土砂の搬入はそれ以降も続いたため、県・市と合同で対策会議を開催し対応について協議を行った。土砂搬入の責任者である[]も防災工事を行うことで了承し、以降は土砂の安定を図る工事が行われた。平成22年4月の工期が工事の遅延により7月に延期されたが、盛土法面整形を終えて、その後に完了検査を受ける予定であった。しかし、[]の指示によってD工区に搬入できなくなったことから、[]が赤井谷に土砂の搬入を継続することを画策した。防災工事の一環ということで、暫く続いたが、その後木屑・産廃の類の搬入が発覚したため、10月20日頃から搬入は中止されている。その後東部健康福祉センターの指導により産廃等の撤去及び仮置き作業を行った。

平成23年4月頃及び7月頃から防災工事と称して下流部の沈砂池の浚渫及び板柵水路等の工事に着手したが、9月に七尾本宮線終点付近が崩落したのを

契機に重機を引揚げてしまい作業は中断している。

契機に重機を引揚げてしまい作業は中断している。[REDACTED]に移転、平成23年2月頃土地の所有権が[REDACTED]に移転され、そのなかの覚書で法面成形は[REDACTED]が行うことになっている。いくら話をしても進まないので関係を絶ちたいと[REDACTED]より報告があった。今後は[REDACTED]側で法面成形及び崩落部の処理を行う予定であると報告を受けている。平成24年11月に[REDACTED]の指示により通路の復元を目的に調査を受けた。平成24年11月に[REDACTED]の指示により通路の復元を目的に調査を受けた。平成24年11月に[REDACTED]の指示により通路の復元を目的に調査を受けた。平成24年11月に[REDACTED]の指示により通路の復元を目的に調査を受けた。法面及び崩落部は放置されたままであるが緑化が進み見た目は問題ない。(崩落する可能性はあるが…)

現在[...]の意向を受け自社で重機を搬入して成形等を行っている。400t
トラックを備えたグラウンド計画があると [...]から聞いているがとても実現し
そうにない。この場所の最大の懸念材料は逢初川の流下能力不足である。

そうにない。この場所の最大の懸念材料は連携が取れていないことだ。
管理者熱土とも再三協議するよう指導しているので今後も指導が必要。平成28年度よりこの区域上部で太陽光発電設備設置をしているが、林地開発にかかる規模で複数個所設置する考えもあるようなので注意が必要。この土地一帯に配水管が埋設されているが、土地利用の契約がされていない（不法占拠といわれてもしかたない状態である）ため、以前の[]は撤去云々でもめた。[]と契約交渉をするよう水道温泉課には伝えたが動く気配がなかった。平成29年9月に水道管を破損する事故が起こされ、下流に土砂が流ところ。平成30年3月に水道温出。これを機に[]と交渉するよう改めて伝えた。平成30年3月に水道温泉課が[]と面談、使用貸借契約締結の運びとなった。

太陽光発電設備設置については宅造（風致）許可と異なる施工がされ、隣接するグラウンド計画地とともに是正指導を行っていたが、ほとんど進まない状態であった。

態であった。

令和3年6月に[]より情報提供があり、大型ダンプが土砂搬入をしているとのこと。現地確認したところ以前違法に石積みをした箇所等に土砂を運んでいたと見受けられる。[]に連絡するも知らないとされ、土地所有者であることを確認。[]を呼び指導する予定。

②伊豆山赤井谷地内太陽光発電設備設置 対応中

②伊豆山赤井谷地内太陽光発電設備設置 対応
[REDACTED]の[REDACTED]所有地で3箇所の計画が持ち上がる。いずれも1ヘクタール以下で林地開発にからないようにしている。(東部農林とは協議済みの様子)平成28年11月に指導要綱の届出がされ工事に入るが、もともとこのエリアでは[REDACTED]が10数年前から一体開発を考えているようで、既存の獣道を広げたり水路を弄などの行為が頻繁に起きる。下流の排水に注意が必要な箇所であり、特に注意が必要。

周辺関連事案

伊豆山字嶽ヶ地区分譲計画（都市計画法開発行為） 中断

平成 20 年のいわゆるリーマンショックにより融資先の [REDACTED] が倒産したため資金繩りが悪化し中断している。当時、工事により隣接地へ土砂が流れ込み、なおかつ市道へも流出した。現在も宅地造成は中断したままで再開の目処はたっていない。

平成 22 年 8 月に敷地の造成工事を行う名目で土砂の搬入が行われたが、9 月に入り作業は終了した。（この造成は、[REDACTED] が行った。）

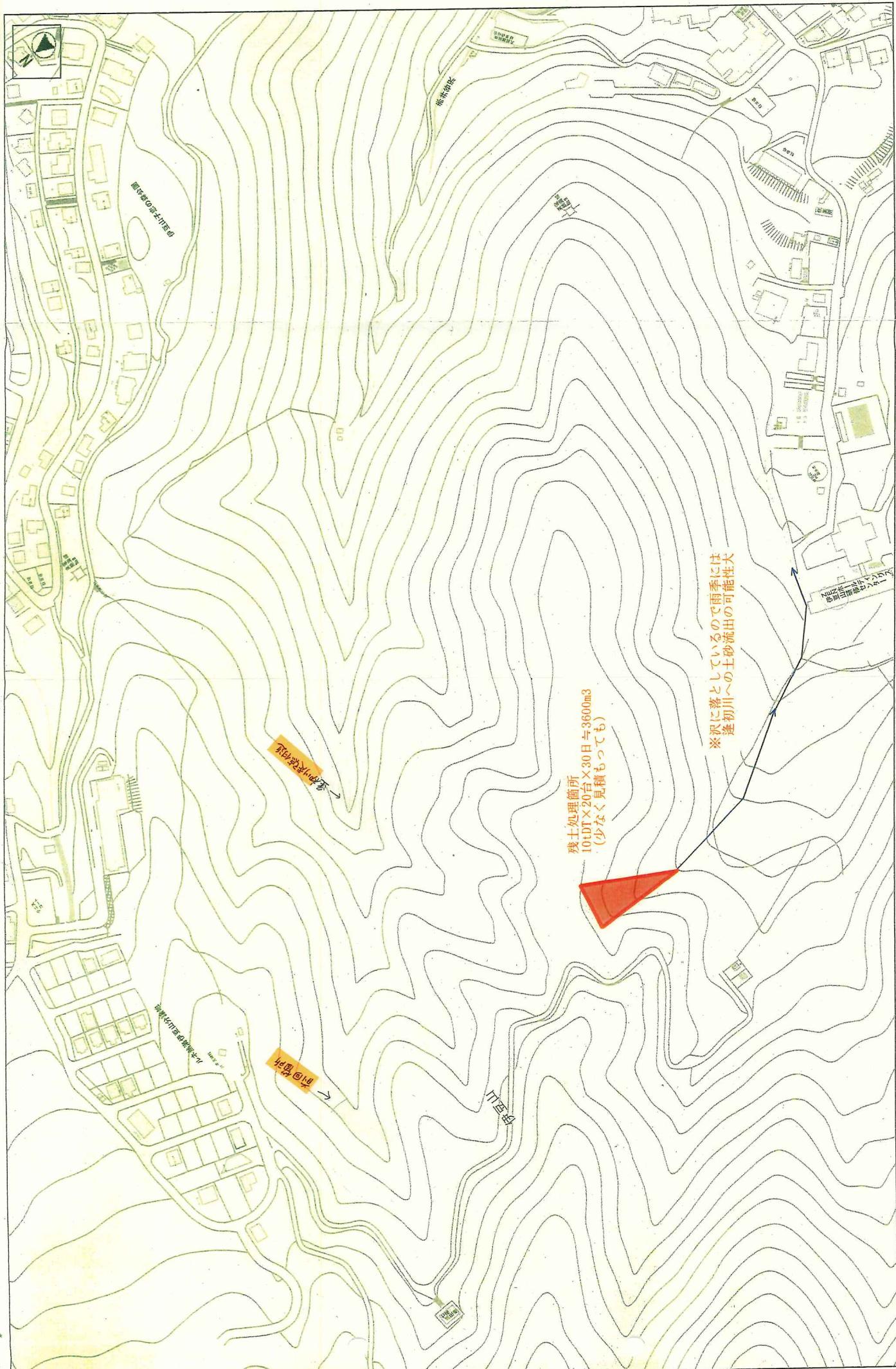
その後平成 23 年 2 月及び 3 月に二宮町から竹の根茎等が含まれている残土搬入が行われた。その後の作業は行われていない。再開した場合は当然残土の安全性を問うことになる。土地の所有権は、[REDACTED] に移っているが、実質は [REDACTED] と思われる。

平成 27 年度に D 工区は [REDACTED] が購入、またこの付近の [REDACTED] 等の土地も平成 28 年度に購入し、この一帯で問題があった土地はほぼ [REDACTED] 所有となつた。また [REDACTED] 所有地の購入も行い、承継の手続きも行われている。C・E 工区道路移管の問題が残るなど承継には問題がある。

伊豆山 [REDACTED] D 工区太陽光発電計画 未定

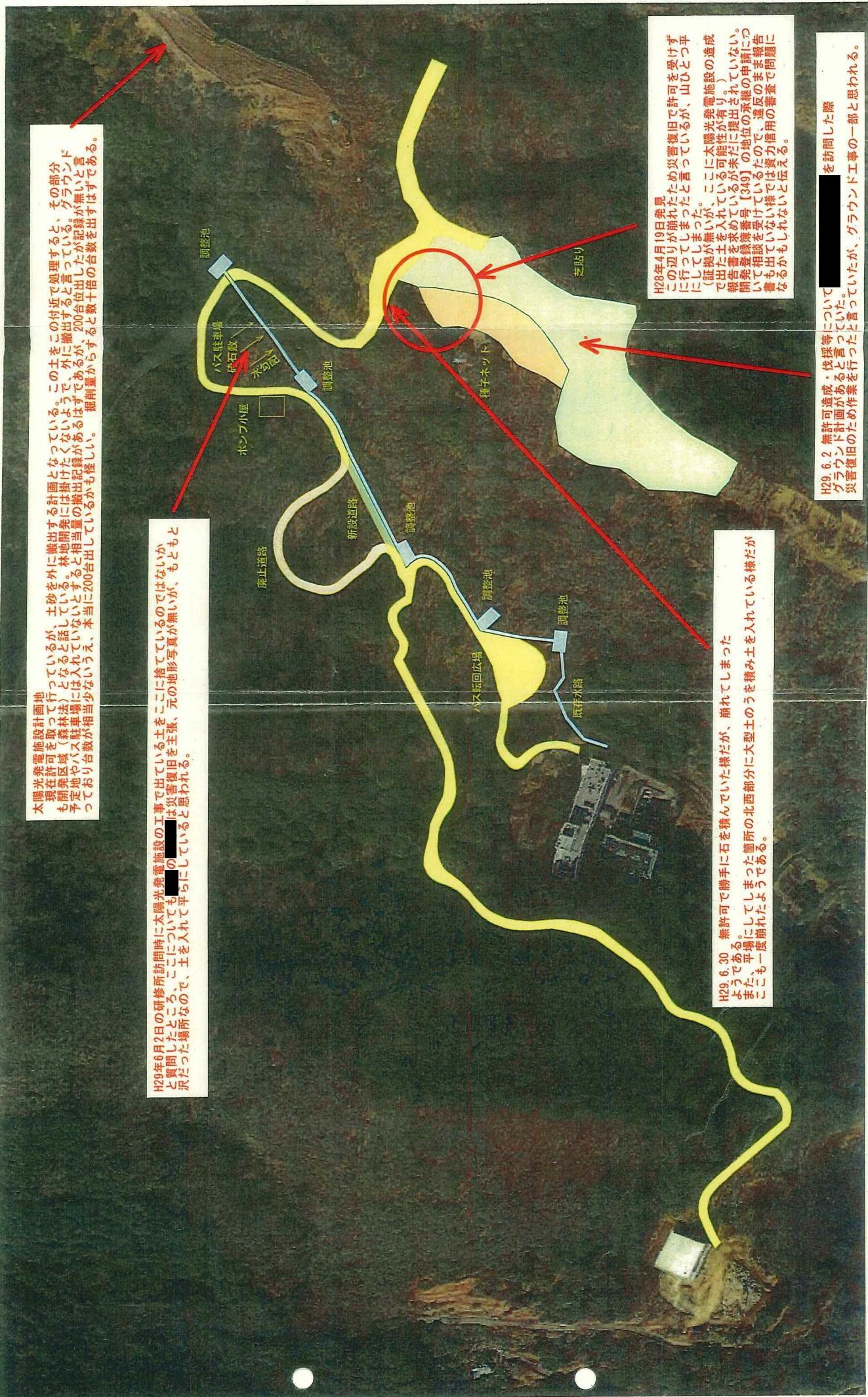
メガソーラーを計画中のコンサルには、D 工区について [REDACTED] が分譲地計画を出されており中断中である。廃止申請をしてから、安全が確保できる工事を施してから、メガソーラーの計画を申請するよう指導していた。

平成 27 年度に [REDACTED] が D 工区を購入、D 工区の外側（山側）とその近隣三箇所でメガソーラーを計画していて、赤井谷上部で既に一箇所工事中、下流の排水に注意が必要。[REDACTED]



縮尺 1 : 2500

201505 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200 210 220



太陽光発電施設計画地
現在許可を得て行っているが、土砂を外に搬出する計画となつている。この土をこに搬出すると、その部分
も開発区域（森林法）には届けたくないようである。林地開発発生には話していない。この付近で処理する
予定地やバス車場には入れていいないとすると相当量の搬出証録があるが、200台位出したが記録が無いと言
つておおり台数が相当少ないので、本当に200台位出しているかも怪しい。掘削量からすると数十倍の台数を出すはずである。

H29年6月2日の研修所訪問時に太陽光発電施設の工事で出ている土をここに捨てているのではないか
と質問したところ[]は災害復旧を主張、元の地形写真が無いが、もともと
[]だつた場所なので、土を入れて平らにしていると思われる。

H28年4月19日発見
この辺りが崩れたため災害復旧で許可を受けず
に行ってしまった。山ひとつ平
にしてもしまった。ここに太陽光発電施設の造成
(証拠が無いが、ここに太陽光発電施設の造成
で出土を求めるが未だに提出されない。
報告書登録番号〔349〕の地位の申請につ
いても出でていない様では實力信用の書類で
なるかもしれないと言える。

H29.6.2 無許可造成・伐採等について
グラウンド工事のため作業を行ったが、グラウンド工事の一部と思われる。
[]を訪問した際

